



障害年金ガイド

令和7年度版

障害年金とは……………	1
受給要件……………	1
受給要件フロー……………	3
保険料の納付要件……………	5
請求時期……………	6
障害年金に該当する状態……………	7
障害年金・障害手当金の額……………	9
年金の支給制限・調整……………	10
Q & A……………	12
障害年金の請求手続き……………	14
お問い合わせ先……………	15

障害年金とは

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師または歯科医師（以下「医師等」といいます）の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金保険に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

なお、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは、障害手当金（一時金）を受け取ることができる制度があります。

また、障害年金を受け取るには、年金の保険料納付状況などの条件が設けられています。

受給要件

障害年金は、それぞれ「1」～「3」の条件のすべてに該当する方が受給できます。

障害基礎年金

1

障害の原因となった病気やけがの**初診日**（次ページ「用語の説明」参照）が次のいずれかの間にあること。

- ・国民年金加入期間
 - ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間
- * 老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。

2

初診日の前日において、保険料の納付要件を満たしていること（5ページ参照）。

なお、20歳前の年金制度に加入していない期間に**初診日**がある場合は、納付要件は不要です。

3

障害の状態が、**障害認定日**（次ページ「用語の説明」参照）または20歳に達したときに、障害等級表（8ページ「障害等級表」参照）に定める1級または2級に該当していること。

- * **障害認定日**に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害基礎年金を受け取ることができる場合があります（6ページ「事後重症による請求」参照）。

障害厚生年金

1 厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの**初診日**があること。

2 **初診日**の前日において、保険料の納付要件を満たしていること。

3 障害の状態が、**障害認定日**に、障害等級表に定める1級から3級のいずれかに該当していること。

* **障害認定日**に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害厚生年金を受け取ることができる場合があります（6ページ「事後重症による請求」参照）。

障害手当金（一時金）

1 厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの**初診日**があること。

* 国民年金、厚生年金または共済年金を受給している方を除きます。

2 **初診日**の前日において、保険料の納付要件を満たしていること。

3 障害の状態が、次の条件すべてに該当していること。

- ・ **初診日**から5年以内に治っていること（症状が固定）
- ・ 治った日に障害厚生年金を受け取ることができる状態よりも軽いこと
- ・ 障害等級表に定める障害の状態であること

用語の説明

●初診日

障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日をいいます。

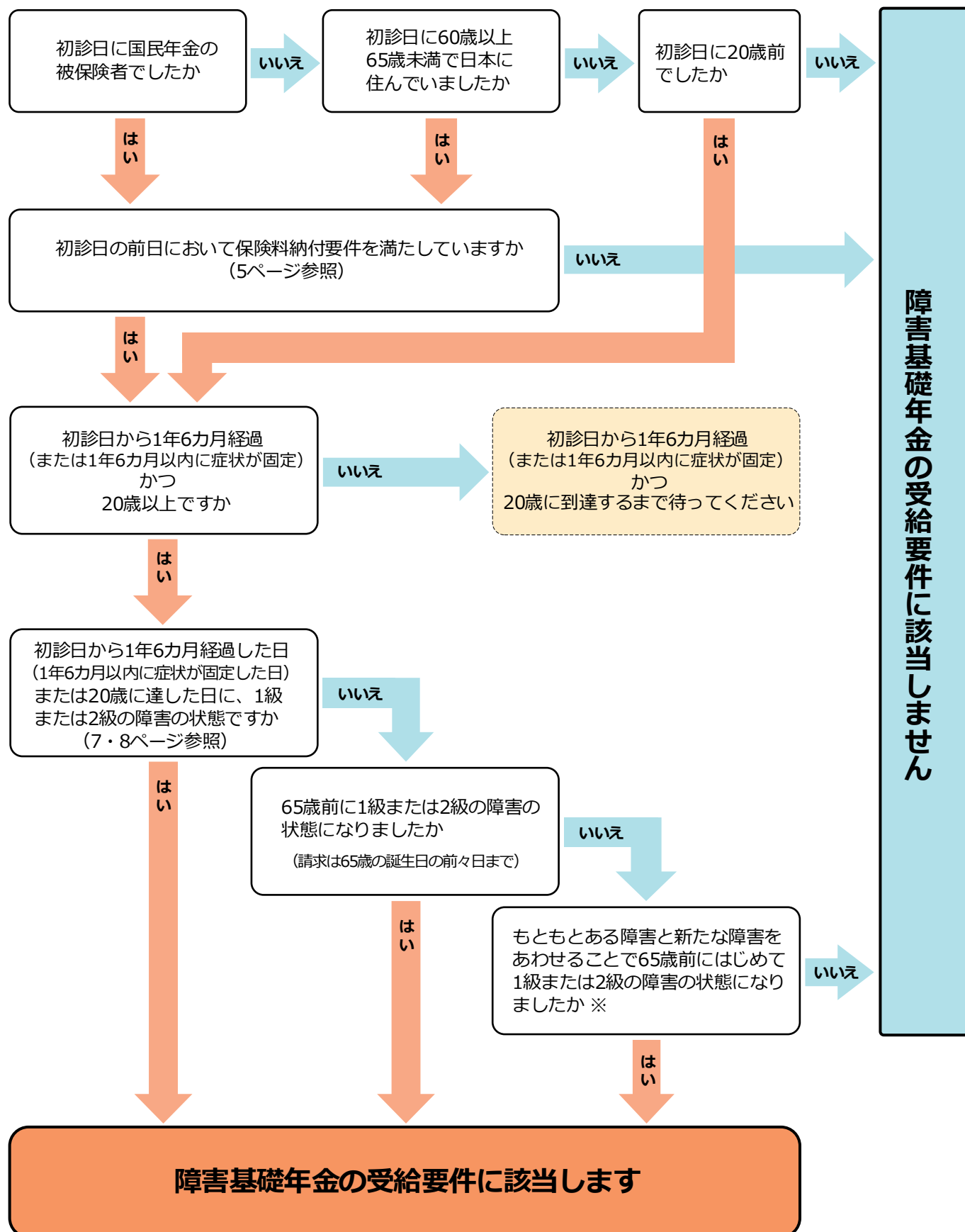
同一の病気やけがで転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日が初診日となります。

●障害認定日

障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から1年6カ月を過ぎた日をいいます。また、1年6カ月以内に病気やけがが治った場合（症状が固定し、治療の効果が期待できない場合を含む）は、その日が障害認定日となります。

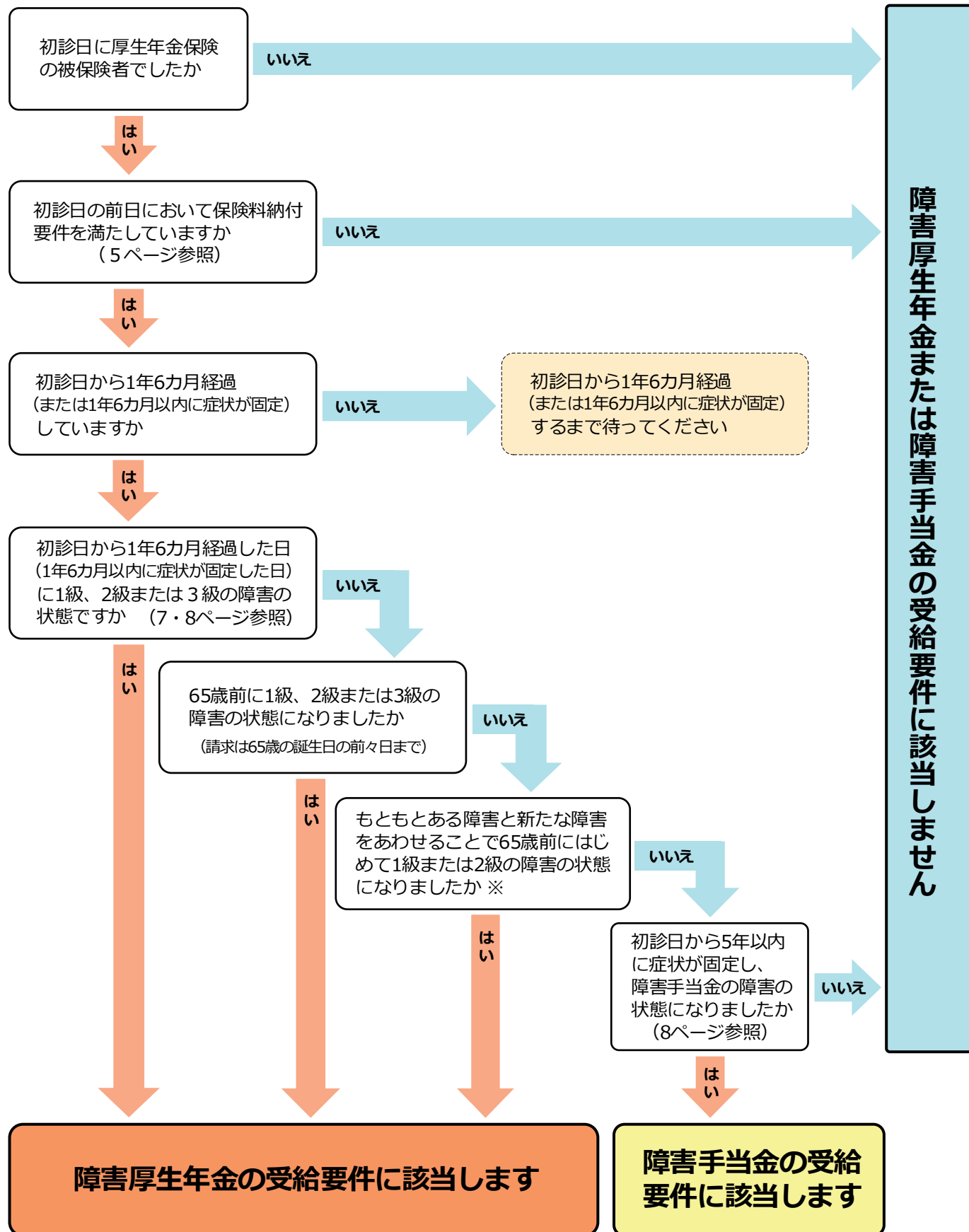
受給要件フロー

障害基礎年金



※新たな障害の納付要件等を満たしている必要があります。詳しくはお近くの年金事務所など（14ページ参照）へご相談ください。

障害厚生年金



※新たな障害の納付要件等を満たしている必要があります。詳しくはお近くの年金事務所など（14ページ参照）へご相談ください。

保険料の納付要件

初診日の前日において、初診日がある月の2カ月前までの被保険者期間で、**国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あることが必要**です。

【例1】

20歳

初診日

令和5年								令和6年								
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
納付	納付	納付	納付	未納	未納	未納	免除	免除	免除	納付	納付	納付	納付	納付	未納	未納
納付済期間 (4ヵ月)				未納期間 (3ヵ月)			免除期間 (3ヵ月)			納付済期間 (5ヵ月)						
被保険者期間 (15ヵ月)																

<解説>

被保険者期間は、20歳から初診日がある月の2カ月前（令和6年7月）までの15カ月です。
このうち、保険料納付済期間および保険料免除期間は12カ月です。
上記の例では、保険料納付済期間および保険料免除期間が3分の2以上（10カ月以上）あるので納付要件は満たしています。

保険料の納付要件の特例

初診日が令和8年3月末日までにあるときは、次のすべての条件に該当すれば、納付要件を満たすものとされています。

- ・初診日において65歳未満であること
- ・初診日の前日において、初診日がある月の2カ月前までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと

【例2】

20歳

初診日

令和5年												令和6年								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	納付	納付	納付	免除	免除	免除	免除	納付	納付	納付	納付	納付	未納	未納
							直近1年間の期間 →保険料の未納期間がない													

<解説>

初診日がある月の2カ月前までの直近1年間（令和5年8月から令和6年7月まで）に保険料の未納期間がないので納付要件は満たしています。

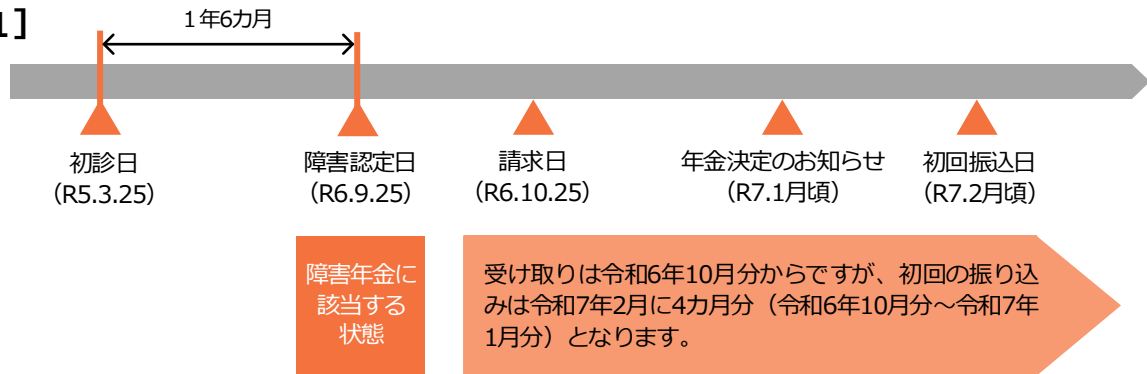
* 初診日が平成3年5月1日前の場合は、納付要件が異なります。年金事務所などにご相談ください。

請求時期

障害認定日による請求

障害認定日に法令に定める障害の状態にあるときは、障害認定日の翌月分から年金を受け取ることができます。このことを「障害認定日による請求」といいます。

【例1】



＜解説＞

このケースでは、初診日が令和5年3月25日のため、障害認定日は1年6カ月を過ぎた日である令和6年9月25日となります。障害認定日の症状が法令に定める障害の状態にあれば、障害認定日以降に障害年金を請求することで、令和6年10月分から受け取れます。

事後重症による請求

障害認定日に法令に定める障害の状態に該当しなかった方でも、その後病状が悪化し、法令に定める障害の状態になったときには請求日の翌月分から年金を受け取ることができます。このことを「事後重症による請求」といいます。

【例2】



＜解説＞

このケースでは、初診日は平成29年10月25日となります。障害認定日には、症状が法令に定める障害の状態になかったため、障害年金には該当しませんでした。しかし、令和6年10月10日から人工透析（2級相当）を開始したため、人工透析開始日以降に障害年金を請求することで事後重症による障害年金を請求日の翌月分（請求日が令和6年10月25日の場合、令和6年11月分からの受け取りになります。）から受け取れます。

* 請求日が令和6年11月中となった場合は、令和6年12月分からの受け取りになり、請求日が遅くなると受け取りの開始時期が遅くなります。障害年金を受け取ることができる状態になった場合は、速やかにご請求ください。（請求書は、65歳の誕生日の前々日まで提出する必要があります。）

障害年金に該当する状態

障害年金が支給される障害の状態に応じて、法令により、障害の程度（障害等級1～3級）が定められています。

* 身体障害者手帳の等級とは異なります。

障害の程度 1 級

他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態です。身のまわりのことはかろうじてできるものの、それ以上の活動はできない方（または行うことを制限されている方）、入院や在宅介護を必要とし、活動の範囲がベッドの周辺に限られるような方が、1級に相当します。

障害の程度 2 級

必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害です。例えば、家庭内で軽食をつくるなどの軽い活動はできても、それ以上重い活動はできない方（または行うことを制限されている方）、入院や在宅で、活動の範囲が病院内・家屋内に限られるような方が2級に相当します。

障害の程度 3 級

労働が著しい制限を受ける、または、労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態です。日常生活にはほとんど支障はないが、労働については制限がある方が3級に相当します。

（参考）障害年金の請求等に用いる診断書様式の種類

- ① 眼の障害用
- ② 聴覚・鼻腔機能・平衡機能・そしゃく・嚥下機能・音声又は言語機能の障害用
- ③ 肢体の障害用
- ④ 精神の障害用
- ⑤ 呼吸器疾患の障害用
- ⑥ 循環器疾患の障害用
- ⑦ 腎疾患・肝疾患・糖尿病の障害用
- ⑧ 血液・造血器・その他の障害用

障害等級表

(参考)

* 身体障害者手帳の等級とは異なります。

* 視覚障害については、令和4年1月1日付で、障害等級表が改正されています。

障害の程度 1級の障害の状態 ※国民年金法施行令別表
- 次に掲げる視覚障害 - 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの - 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの - ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの - 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの - 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの - 両上肢の機能に著しい障害を有するもの - 両上肢の全ての指を欠くもの - 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの - 両下肢の機能に著しい障害を有するもの - 両下肢を足関節以上で欠くもの - 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ちあがることができない程度の障害を有するもの - 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの - 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの - 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
障害の程度 2級の障害の状態 ※国民年金法施行令別表
- 次に掲げる視覚障害 - 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの - 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの - ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの - 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの - 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの - 平衡機能に著しい障害を有するもの - そしゃくの機能を欠くもの - 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの - 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの - 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの - 一上肢の機能に著しい障害を有するもの - 一上肢の全ての指を欠くもの - 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの - 両下肢の全ての指を欠くもの - 一下肢の機能に著しい障害を有するもの - 一下肢を足関節以上で欠くもの - 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの - 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの - 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの - 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

障害の程度 3級の障害の状態 (厚生年金保険のみ) ※厚生年金保険法施行令別表第1
- 次に掲げる視覚障害 - 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの - ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの - 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの - 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの - そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの - 脊柱(せきちゅう)の機能に著しい障害を残すもの - 一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの - 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの - 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの - 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの - おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの - 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの - 両下肢の10趾(し)の用を廃したもの - 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの - 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの - 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの
障害の程度 障害手当金の障害の状態 (厚生年金保険のみ) ※厚生年金保険法施行令別表第2
- 両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの - 一眼の視力が0.1以下に減じたもの - 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの - 両眼による視野が2分の1以上欠損したもの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、Ⅰ/2視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下若しくは両眼中心視野視認点数が40点以下に減じたもの - 両眼の調節機能及び輻輳(ふくそう)機能に著しい障害を残すもの - 一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの - そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの - 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの - 脊柱の機能に障害を残すもの - 一上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの - 一下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの - 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの - 長管状骨に著しい転位変形を残すもの - 一上肢の2指以上を失ったもの - 一上肢のひとさし指を失ったもの - 一上肢の3指以上の用を廃したもの - ひとさし指を併せ一上肢の2指の用を廃したもの - 一上肢のおや指の用を廃したもの - 一下肢の第1趾又は他の4趾以上を失ったもの - 一下肢の5趾の用を廃したもの - 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの - 精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

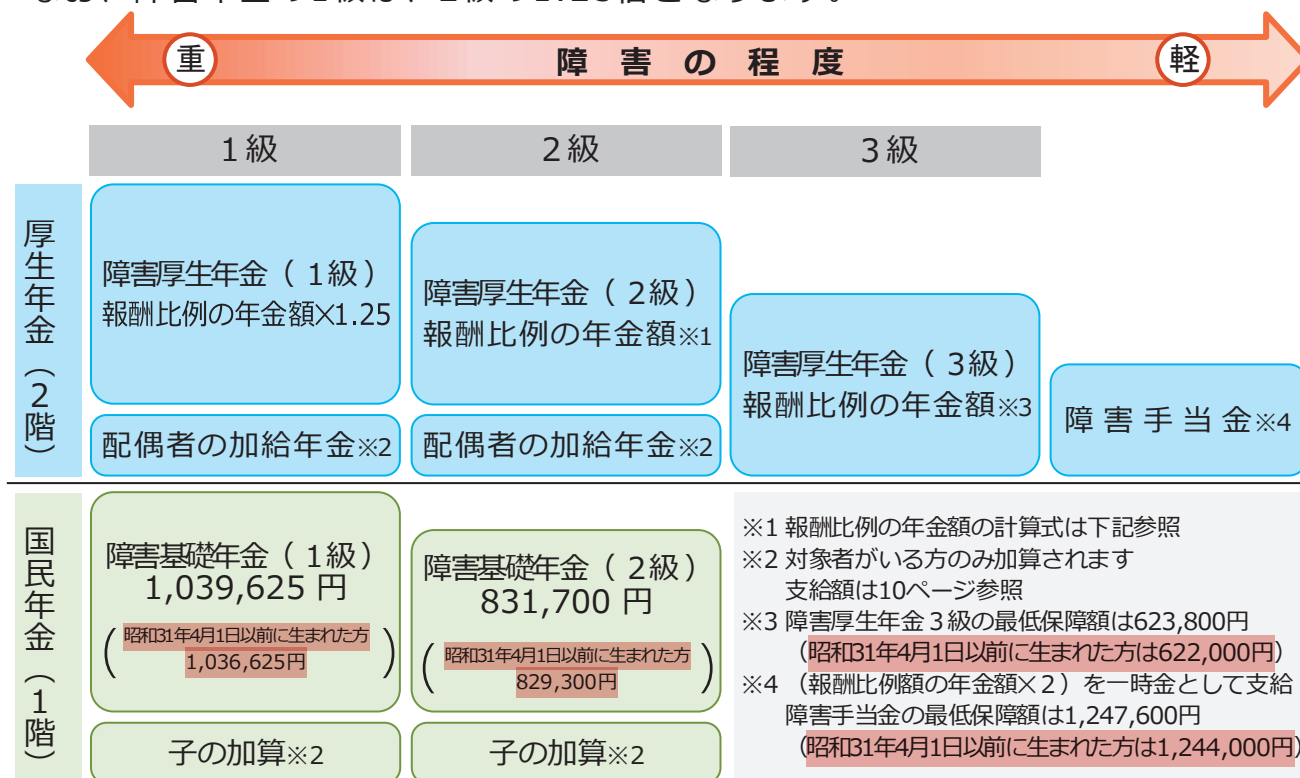
(備考)

視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

障害年金・障害手当金の額

障害基礎年金・障害厚生年金の等級と年金額 * 年金額等は、令和7年度の金額です。

障害の状態により、障害基礎年金は1級・2級、障害厚生年金は1級～3級の年金を受け取ることができます。また、障害厚生年金の1級・2級に該当する場合は、障害基礎年金もあわせて受け取ることができます。
 なお、障害年金の1級は、2級の1.25倍となります。



図は、イメージのため実際の支給額と異なる場合があります。

障害年金額 (報酬比例) ・ 障害手当金額の計算式

報酬比例の年金額 = A + B

A : 平成15年3月以前の加入期間の金額

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{平成15年3月までの加入期間の月数}$$

B : 平成15年4月以降の加入期間の金額

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{平成15年4月以降の加入期間の月数}$$

- ※1 平均標準報酬月額・・・平成15年3月以前の標準報酬月額の総額を、平成15年3月以前の加入期間で割って得た額です。
- ※2 平均標準報酬額・・・平成15年4月以降の標準報酬月額と、標準賞与額の総額を平成15年4月以降の加入期間で割って得た額です。
- ※3 加入期間の月数・・・加入期間の合計が、300月(25年)未満の場合は、300月とみなして計算します。また、障害認定日がある月後の加入期間は、年金額計算の基礎となりません。

加給年金額と子の加算額

1級・2級の障害基礎年金または障害厚生年金を受け取ることができる方に、生計を維持されている下記の対象者がいる場合に受け取ることができます。

対象者	名称	金額	加算される年金	年齢制限
配偶者	加給年金額	239,300円	障害厚生年金	65歳未満であること (大正15年4月1日以前に生まれた配偶者には年齢制限はありません)
子2人まで	加算額	1人につき 239,300円	障害基礎年金	・18歳になった後の最初の3月31日までの子 ・20歳未満で障害等級1級・2級の障害の状態にある子
子3人目から		1人につき 79,800円		

* 配偶者が、老齢厚生年金、退職共済年金（加入期間20年以上または中高齢の資格期間の短縮特例に限る）の受給権を有するときや、障害年金を受け取る間は、加給年金額は支給停止されます。

* 児童扶養手当の受給者の方やその配偶者が、公的年金制度から年金を受けるようになったり、年金額が改定された場合は、市区町村から支給されている児童扶養手当が支給停止または一部支給停止される可能性があります。詳しくは、お住まいの市区町村の児童扶養手当担当窓口にお問い合わせください。

年金の支給制限・調整

20歳前の傷病による障害基礎年金にかかる支給制限

20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある方の障害基礎年金については、年金の加入を要件としていないことから、年金の支給に関して制限や調整があります。

- ・前年所得額が4,721,000円※ を超える場合は年金の全額が支給停止となり、3,704,000円※ を超える場合は年金の2分の1の額が支給停止となります。

前年所得に基づく支給対象期間は、『10月分から翌年9月分まで』です。

- ・恩給や労災保険の年金等を受給しているときは、その受給額について障害基礎年金の年金額から調整されます。
- ・海外に居住したときや刑務所等の矯正施設に入所した場合は、年金の全額が支給停止となります。

※ 令和3年10月分から令和7年9月分までの障害基礎年金における扶養親族等がいない場合の所得額です。

業務上の病気やけがによる支給調整等

同一の病気やけがによって、障害年金と労災保険の障害給付が行われるときは、労災保険の給付の一部が減額される場合があります。

また、同一の病気やけがで労働基準法の規定による障害補償を受けることができるときは、6年間、障害年金を受け取ることができません。

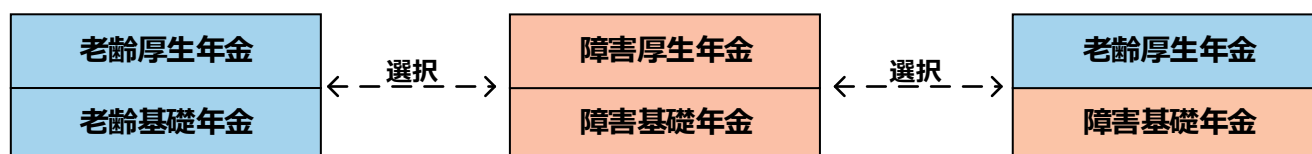
障害年金と他の年金の調整

公的年金は一人1年金が原則ですが、65歳以上の方は、障害基礎年金とご自身の老齢厚生年金または遺族厚生年金をあわせて受け取ることができます。

支給事由の異なる2つ以上の年金を受けられるとき（65歳以後）

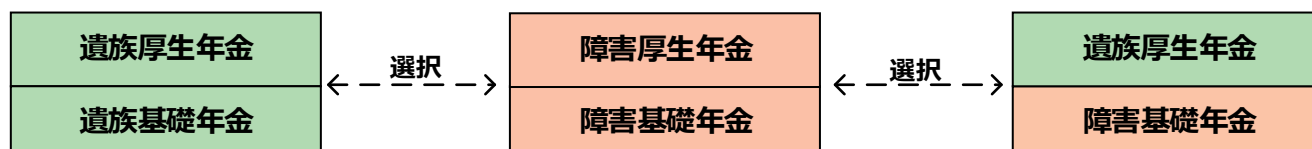
■ 障害基礎年金と老齢厚生年金

障害基礎年金を受けている方が、〔老齢基礎年金と老齢厚生年金〕を受けられるようになったときは、65歳以後、障害基礎年金と老齢厚生年金をあわせて受け取ることができ、次の図のいずれかの組み合わせを選択することになります。



■ 障害基礎年金と遺族厚生年金

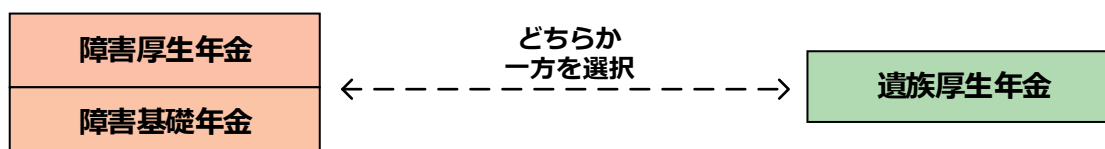
障害基礎年金を受けている方が、遺族厚生年金を受けられるようになったときは、65歳以後あわせて受け取ることができます。また、〔遺族基礎年金と遺族厚生年金〕を受けている方が障害基礎年金を受けられるようになったときも同様に、次の図のいずれかの組み合わせを選択することになります。



支給事由の異なる2つ以上の年金を受けられるとき（65歳前）

■ 障害年金と他の年金

支給事由の異なる2つ以上の年金を受けられるときには、ご本人がいずれか1つの年金を選択することになります。



Q & A

障害年金の対象となる病気やけがとは

Q1 障害年金の対象となる病気やけがにはどのようなものがありますか？

A1

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて請求することができます。

障害年金の対象となる病気やけがは、手足の障害などの外部障害のほか、精神障害や内部障害も対象になります。

病気やけがの主なものは次のとおりです。

1.外部障害

眼、聴覚、音声又は言語機能、肢体（手足など）の障害など

2.精神障害

統合失調症、双極性障害、認知障害、てんかん、知的障害、発達障害など

3.内部障害

呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患、糖尿病、がんなど

初診日を証明する書類を準備することができないとき

Q2 初めて医師等の診療を受けた病院が廃院となっており、初診日を証明する書類を準備することができません。どうすればよいですか？

A2

障害年金の請求時には、初診日を特定するために、初診日証明書類をご提出いただきますが、初診時の医療機関の証明が得られない場合でも、初診日を合理的に推定できるような一定の書類により、ご本人の申し立てた日が初診日と認められる場合があります。

詳しくは、お近くの年金事務所などへご相談ください。

障害認定日から複数年経過しているとき

Q3 障害認定日（初診日から1年6カ月経過した日）から複数年経過していますが、障害年金はどのように請求すればよいですか？

A3

障害認定日から1年以上経過している場合であっても、障害認定日時点の障害の状態がわかる診断書と現在の障害の状態（請求日前3カ月以内の症状）がわかる診断書をご用意いただくことにより、障害年金を請求することができます。

ただし、5年以上前の年金については、時効により受け取ることができません。

障害の状態が変わったとき

Q4 現在、3級の障害厚生年金を受け取っていますが、障害の状態が悪化しました。1級または2級に障害等級を変更することはできますか？

A4

65歳になるまでに障害の状態が悪くなった場合は、年金額を改定する請求ができます。（請求書は、65歳の誕生日の前々日までの間に提出する必要があります。）

なお、過去に一度でも障害基礎年金の受給権を有したことのある方（障害等級2級以上に該当した方）は、65歳を過ぎても年金額を改定する請求ができます。

年金額の改定は、ご本人の請求によるほか、日本年金機構へ定期的に提出する診断書により行われます。

2つ以上の障害の状態になったとき

Q5 2級の障害基礎年金・障害厚生年金を受け取っていますが、別のけがで障害が残りました。前後の障害をあわせて障害年金を受け取ることはできますか？

A5

2級の障害年金を受け取っている方が、65歳になるまでにさらに別の病気やけがで2級の障害年金を受け取れるようになった場合は、前後の障害をあわせて1級として認定し、1つの障害基礎年金・障害厚生年金を受け取れます。

また、後の障害が3級に該当するときなどは、65歳になるまでに2つの障害をあわせて障害の状態が重くなった場合、年金額を改定する請求ができます。

* 請求書は、いずれも65歳の誕生日の前々日までの間に提出する必要があります。

障害手当金の障害の状態に該当したとき

Q6 老齢厚生年金を受け取っています。障害手当金を受け取ることはできますか？

A6

老齢厚生年金を受け取っている方は、障害手当金を受け取ることができません。

また、障害認定日において次に該当する方は、障害手当金を受け取ることができません。

- ・ 国民年金、厚生年金または共済年金を受け取っている方
- ・ 労働基準法または労働者災害補償保険法等により障害補償を受け取っている方
- ・ 船員保険法による障害を支払事由とする給付を受け取っている方

健康保険の傷病手当金を受給していたことがあるとき

Q7 同じ病気で傷病手当金を受給していたことがありますが、どのようになりますか？

A7

過去に傷病手当金を受給した期間に対して、同一の病気やけがで障害厚生年金をさかのぼって受給できることとなった場合は、受給済みの傷病手当金が調整されます。

詳しくは、「協会けんぽ」等※へお問い合わせください。

※「協会けんぽ」等：傷病手当金を受給していた健康保険の保険者（協会けんぽ、健康保険組合等があります）

障害年金の請求手続き

障害基礎年金・障害厚生年金・障害手当金（一時金）を受け取るためには、年金の請求手続きが必要です。障害の状態になった場合は、お近くの年金事務所などにご相談ください。

請求書類などの提出先

20歳前に初診日がある方
国民年金加入中に初診日がある方など
障害基礎年金



お近くの年金事務所、街角の年金相談センター
お住まいの市（区）役所または町村役場

厚生年金加入中に初診日がある方
障害厚生年金
障害手当金（一時金）



お近くの年金事務所、街角の年金相談センター
（初診日時点で共済組合等に参加していた方は、
初診日時点で加入していた共済組合等）

手続きの流れ

初診日を確認のうえ、年金事務所や市（区）役所または町村役場に相談します。

- 事前に保険料の納付要件や手続きに必要な書類（診断書など）を確認します。

「年金請求書」を年金事務所や市（区）役所または町村役場に提出します。

- 日本年金機構で、障害の状態の認定や障害年金の決定に関する事務が行われます。
- 日本年金機構のホームページに年金請求書の記入方法等が確認できる動画を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/shougainenkinseikyuu.html>

記入方法が動画で
確認できます。



【二次元コード】

「年金証書」「年金決定通知書」「年金を受給される皆様へ（パンフレット）」が日本年金機構からご自宅に届きます。

- 年金請求書の提出から、3カ月程度で届きます。
＊ 請求者の詳細な障害の状態を確認する必要がある場合等には、通常より審査に時間を要することがあります。
- パンフレットには、必要な届出などを記載しています。
年金証書と一緒に大切に保管し、必要なときに読み返してお役立てください。
- 障害年金を受け取れない場合には、日本年金機構から不支給決定通知書が送付されます。

年金証書がご自宅に届いてから約1～2カ月後に、年金の振り込みが始まります。

- 年金請求時に指定された口座へ、偶数月に2カ月分振り込まれます。

- * 障害年金を受給されている方には、障害の状態に応じて提出が必要となる年に、障害の状態を確認するため「障害状態確認届（診断書）」を誕生月の3カ月前の月末に送付します。
障害状態確認届（診断書）が届いたときは、「診断書」欄を医師等に記載してもらい、誕生月の末日までに提出してください。

お問い合わせ先

ご不明な点は、お近くの年金事務所、街角の年金相談センターにご相談ください。
障害年金の一般的なお問い合わせは、ねんきんダイヤルもご利用いただけます。
また、ファクシミリによるご相談も実施しています。

お問い合わせの際は、**基礎年金番号**、**照会番号**または**個人番号**がわかるものをご用意ください

年金の一般的なお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ

ねんきん
ダイヤル



0570-05-1165

ナビダイヤル® 全国一律の通話料金でご利用いただけます。通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話番号からおかけになる場合は（東京）03-6700-1165

受付時間

月曜日※1

8:30~19:00

※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。

火～金曜日

8:30~17:15

※2 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

第2土曜日※2

9:30~16:00



年金事務所等での対面の相談をご希望の方は、「窓口相談」をご利用ください。

「窓口相談」
の予約電話



0570-05-4890

ナビダイヤル® 全国一律の通話料金でご利用いただけます。通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話番号からおかけになる場合は（東京）03-6631-7521

受付時間

月～金曜日※3

8:30~17:15

※3 土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

おかけ間違いに
ご注意ください

以下のような操作によるおかけ間違いが発生しています。

- 「0570」の最初の「0」は省略しないでください。
- 「0570」の前に市外局番をつけないでください。

代理の方が
おかけになる場合

- 二親等以内の方は代理人として、通知の内容についてのみお問い合わせいただけます。
- お電話の際はご本人の基礎年金番号または照会番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要です。
- 個人番号でのお問い合わせはご本人または法定代理人からの場合のみとなります。

○ お電話がつながりやすい時期

- ▶ 週の後半
- ▶ 月の後半
- ▶ 第2土曜日（ねんきんダイヤル）

△ お電話がつながりにくい時期

- ▶ 月曜日など休日明け
- ▶ お手元に通知書等が届いた直後から5日間程度

ファクシミリによるご相談

- 耳や発声が不自由なため電話による年金相談を行うことが困難な方は、ファクシミリによる年金相談をご利用ください。
- 相談に当たっては、日本年金機構のホームページからダウンロードした「文書相談受付票(ファクシミリ)」に必要事項を記入し、注意事項等をご確認のうえ、お近くの年金事務所にファクシミリでお送りください。

日本年金機構のホームページもご利用ください。

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

- 年金の基礎知識、全国の年金事務所の所在地と電話番号、ファクシミリ番号などがご確認いただけます。
- “ねんきんネット”では、24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンからご自身の年金情報を確認することができます。マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからのご利用登録が便利です。